

令和3年度介護報酬改定の主要な事項について

令和3年度介護報酬改定の概要

新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で「感染症や災害への対応力強化」を図るとともに、団塊の世代の全でが75歳以上となる2025年に向けて、2040年も見据えながら、「**地域包括ケアシステムの推進**」、「**自立支援・重度化防止の取組の推進**」、「**介護人材の確保・介護現場の革新**」、「**制度の安定性・持続可能性の確保**」を図る。

改定率：+0.70% ※うち、新型コロナウイルス感染症に対するための特別的な評価 0.05%（令和3年9月末までの間）

1. 感染症や災害への対応力強化

■感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築

○日頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進

- ・感染症対策の強化
- ・業務継続に向けた取組の強化
- ・災害への地域と連携した対応の強化
- ・通所介護等の事業所規模別の報酬等に関する対応

2. 地域包括ケアシステムの推進

■住み慣れた地域において、利用者の尊厳を保持しつつ、必要なサービスが切れ目なく提供されるよう取組を推進

- 認知症への対応力向上に向けた取組の推進
 - ・認知症専門ケア加算の訪問サービスへの拡充
 - ・無資格者への認知症介護基礎研修受講義務づけ
 - ・ガイドラインの取組推進
 - ・施設等における評価の充実
- 看取りへの対応の充実
 - ・老健施設の医療ニーズへの対応強化
- 医療と介護の連携の推進
 - ・老健施設の医療ニーズへの対応強化
- 在宅サービス、介護保険施設や高齢者住まいの機能・対応強化
 - ・長期入院患者の介護療養院での受け入れ推進
 - ・訪問看護や訪問入浴の充実
 - ・緊急時の宿泊対応の充実
 - ・個室ユニットの定員上限の明確化
- ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保
 - ・事務の効率化による過減算の緩和
 - ・医療機関との情報連携強化
 - ・介護予防支援の充実
- 地域の特性に応じたサービスの確保
 - ・過疎地域等への対応（地方分権提案）

3. 自立支援・重度化防止の取組の推進

■制度の目的に沿って、質の評価やデータ活用を行いながら、科学的に効果が裏付けられた質の高いサービスの提供を推進

- リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の連携・強化
 - ・計画作成や多職種間会議でのリハ、口腔、栄養専門職の関与の明確化
 - ・リハビリテーションマネジメントの強化
 - ・退院後所直後のリハへの車門職等との連携による介護の推進
 - ・通所介護や特養等における外部のリハ・車門職等との連携による介護の強化
 - ・通所介護における機能訓練や入浴介助の取組の強化
- 介護サービスの質の評価と科学的介護の取組の推進
 - ・介護保険施設や通所介護等における口腔衛生の管理や栄養マネジメントの強化
 - ・CHASE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進
 - ・ADL維持等加算の拡充
- 寝たきり防止等、重度化防止の取組の推進
 - ・施設での日中生活支援の評価
 - ・褥瘡マジメト、排せつ支援の強化

4. 介護人材の確保・介護現場の革新

■喫緊・重要な課題として、介護人材の確保・介護現場の革新に対応

○介護職員の処遇改善や職場環境の改善に向けた取組の推進

- ・特定処遇改善加算の介護職員間の配分ルールの柔軟化による取得促進
- ・職員の離職防止・定着による取組の推進
- ・サービス提供体制強化加算における介護福祉社が多い職場の評価の充実
- ・人員配置基準における両立支援への配慮
- ・ハラスマント対策の強化
- テクノロジーの活用や人材基準・運営基準の緩和を通じた業務効率化・業務負担軽減の推進
 - ・見守り機器を導入した場合の夜間ににおける人材配置の緩和
 - ・会議や多職種連携におけるICTの活用
 - ・特養の併設の場合の業務の緩和
 - ・3ユニットの認知症GHの夜勤職員体制の緩和

○文書負担軽減や手続きの効率化による介護現場の業務負担軽減の推進

- ・署名・押印の見直し・電磁的記録による保存等
- ・運営規程の掲示の柔軟化

5. 制度の安定性・持続可能性の確保

■必要なサービスは確保しつつ、適正化・重点化を図る

○評価の適正化・重点化

- ・区分支給限度基準額の計算方法の一部見直し・訪問看護のリハの評価・提供回数等の見直し
- ・長期間利用の介護予防リハ・居宅看護管理指導の居場所に応じた評価の見直し
- ・介護療養型医療施設の基本報酬の見直し・介護職員処遇改善加算（N）（V）の廃止
- ・生活援助の訪問回数が多い利用者等のケアプランの検証

○報酬体系の簡素化

- ・月額報酬化（療養通所介護）
- ・加算の整理統合（リハ、口腔、栄養等）

6. その他の事項

- ・介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化
- ・高齢者虐待防止の推進
- ・基本報酬の見直し

1. 感染症や災害への対応力強化

■感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築

(1) 日頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進

○感染症対策の強化

介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務づける。

- ・ 施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施
- ・ その他のサービスについて、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等

○業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。

（※3年の経過措置期間を設ける）

○災害への地域と連携した対応の強化

災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる介護サービス事業者（通所系、短期入所系、特定、施設系）を対象に、小多機等の例を参考に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。

○通所介護等の事業所規模別の報酬等に関する対応

通所介護等の報酬について、感染症や災害の影響により利用者数が減少した場合に、状況に即した安定的なサービス提供を可能とする観点から、足下の利用者数に応じて柔軟に事業所規模別の各区分の報酬単価による算定を可能とするとともに、臨時的な利用者数の減少に対応するための評価を設定する。

1. (1) 日頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進（その1）

感染症対策の強化【全サービス】

- 介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務づける。【省令改正】
 - ・施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施
 - ・その他のサービスについて、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等（※3年の経過措置期間を設ける）

業務継続に向けた取組の強化【全サービス】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。【省令改正】

介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

介護施設・事業所における
新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

発行：厚生労働省
監修：厚生労働省
平成28年12月

主な内容

- ✿ ポイント
 - ✓ 各施設・事業所において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応や、それらを踏まえて平時から準備・検討しておくべきことを、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
 - ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。
- ✿ 主な内容
 - ・BCPとは
 - ・新型コロナウイルス感染症BCPとは（自然災害BCPとの違い）
 - ・介護サービス事業者に求められる役割
 - ・BCP作成のポイント
 - ・新型コロナウイルス感染（疑い）者発生時の対応等（入所系・通所系・訪問系）等

掲載場所：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/00001/kaigo_kourishi/kaigo_kourishi_taisakumatomate_13635.html

災害への地域と連携した対応の強化【通所系サービス、短期入所系サービス、特定、施設系サービス】

- 災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる介護サービス事業者（通所系、短期入所系、特定、施設系）を対象に、小多機等の例を参考に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。【省令改正】

1. (1) 日頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進（その2）

通所介護等の事業所規模別の報酬等に関する対応

- 通所介護等の報酬について、感染症や災害の影響により利用者数が減少した場合に、状況に即した安定的なサービス提供を可能とする観点から、特例措置を設ける。

通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護

- 通所介護等の報酬について、感染症や災害の影響により利用者数が減少した場合に、状況に即したサービス提供を可能とする観点から、以下の見直しを行う。
 - ア より小さい規模区分がある大規模型について、事業所規模別の報酬区分の決定にあたり、前年度の平均延べ利用者数ではなく、延べ利用者数の減が生じた月の実績を基礎とすることとする。【通知改正】
 - イ 延べ利用者数の減が生じた月の実績が前年度の平均延べ利用者数から5%以上減少している場合、3か月間（※2）、基本報酬の3%の加算を行う（※3）。【告示改正】
- 現下の新型コロナウイルス感染症の影響による前年度の平均延べ利用者数等から5%以上の利用者減に対する適用にあたっては、年度当初から即時的に対応を行う。

- ※ 1 ア・イともに、利用者減の翌月に届出、翌々月から適用。利用者数の実績が前年度平均等に戻った場合はその翌月に届出、翌々月まで。
- ※ 2 利用者減に対応するための経営改善に時間を要するその他の特別の事情があると認められる場合は一回の延長を認める。
- ※ 3 加算分は区分支給限度基準額の算定に含めない。

【通所介護の場合】

(7時間以上8時間未満の場合) 単位

+3%	要介護1～5 626～ 1,142単位	要介護1～5 604～ 1,054単位	大規模型Ⅱ 751人～ 901人以上
+3%	通常規模型 ～750人以下	大規模型Ⅰ 751人～ 900人以下	

同一規模区分内で 減少した場合の加算

(※) 「同一規模区分内で減少した場合の加算」「規模区分の変更の特例」の両方に該当する場合は、後者を適用。

○ 利用者減がある場合、前年度の平均延べ利用者数ではなく、利用者減の月の実績を基礎とし、 <ul style="list-style-type: none">・大規模型Ⅰ（は通常規模型・大規模型Ⅱ（は大規模型Ⅰ又は通常規模型Ⅱ） を算定可能。
--

延べ利用者数

2. 地域包括ケアシステムの推進

■住み慣れた地域において、利用者の尊厳を保持しつつ、必要なサービスが切れ目なく提供されるよう取組を推進

(1) 認知症への対応力向上に向けた取組の推進

- 介護サービスにおける認知症対応力を向上させていく観点から、訪問系サービスについて、認知症専門ケア加算を新たに創設する。
- 緊急時の宿泊ニーズに対する観点から、**多機能系サービス**について、認知症急対応加算を新たに創設する。
- 介護に関する全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護に直接携わる職員が認知症介護基礎研修を受講するための措置を義務づける。
(※ 3年の経過措置期間を設ける)

(2) 看取りへの対応の充実

- 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うことを求める。
- 特養、老健施設や介護付きホーム、認知症GHの看取りに係る計算について、現行の死亡日以前30日前からの算定に加えて、**それ以前の一定期間の対応**について、新たに評価する。介護付きホームについて、看取り期に夜勤又は宿直により看護職員を配置している場合に新たに評価する。
- 看取り期の利用者に訪問介護を提供する場合に、**訪問介護に係る2時間ルール**（2時間未満の間隔のサービス提供は所要時間を合算すること）を弾力化し、所要時間を合算せずにそれぞれの所定単位数の算定を可能とする。

(3) 医療と介護の連携の推進

- 医師等による**居宅療養管理指導**において、利用者の社会生活面の課題にも目を向け、地域社会における様々な支援へとつながるよう留意し、関連する情報をケアマネジヤー等に提供する。
- 短期療養について、基本報酬の評価を見直すとともに、医療ニーズのある利用者の受入促進の観点から、**総合的な医学的管理を評価する。**
- 老健施設において、適切な医療設備を提供する観点から、**所定床数施設療養費**について、検査の実施の明確化や算定日数の延長、対象疾患の追加を行つ。かかりつけ医との連携を推進し、**継続的な薬物治療を提供する観点から見直し**を行う。
- 介護医療院について、長期入院患者の受入れ・サービス提供を新たに評価する。
- 介護療養型医療施設について、令和5年度末の廃止期限までの円滑な移行に向けて、一定期間ごとに移行の検討状況の報告を求める。

(4) 在宅サービスの機能と連携の強化 (5) 介護保険施設や高齢者住まいにおける対応の強化

- 訪問介護の通院等乗降介助について、利用者の負担軽減の観点から、居宅が始点又は終点となる場合の目的地間の移送についても算定可能とする。
- 訪問入浴介護について、新規利用者への初回サービス提供前の利用の調整を新たに評価する。清拭・部分浴を実施した場合の減算幅を見直す。
- 訪問看護について、主治の医師が必要と認める場合に退院・退所当日の算定を可能とする。看護体制強化加算の要件や評価を見直す。
- 認知症GH、短期療養、多機能系サービスにおいて、緊急時の宿泊ニーズに対応する観点から、緊急時短期利用の受入日数や人數の要件等を見直す。
- 個室ユニット型施設の1ユニットの定員を、実態を勘案した職員配置に努めつつ、「原則として概ね10人以下とし15人を超えないもの」とする。

(6) ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保

- 特定事業所加算において、事業所間連携により体制確保や対応等を行う事業所を新たに評価する。
- 適切なケアマネジメントの実施を確保しつつ、経営の安定化を図る観点から、**遅減制**において、**ICT活用又は事務職員の配置を行っている場合の適用件数を見直す**（遅減制の適用を40件以上から45件以上とする）。
- 利用者が医療機関で診察を受ける際に同席し、**医師等と情報連携**を行い、当該情報を踏まえてケアマネジメントを行うことを新たに評価する。
- 介護予防支援について、地域包括支援センターが委託する個々のケアプランについて、**居宅介護支援事業者との情報連携等を新たに評価する。**

(7) 地域の特性に応じたサービスの確保

- 夜間、認ディ、多機能系サービスについて、**中山間地域等に係る加算**の対象とする。認知症GHについて、エット数を弾力化、**介護型事業所を創設する。**
- 令和元年地方分権提案を踏まえ、**多機能系サービス**について、市町村が認めた場合に過疎地域等において登録定員を超過した場合の報酬減算を
一定の期間行わないことを可能とする。令和2年提案を踏まえ、**小多機**の登録定員等の基準を「従うべき基準」から「標準基準」に見直す。

2. (1) 認知症への対応力向上に向けた取組の推進（その2）

無資格者への認知症介護基礎研修受講義務づけ

- 介護に関する全ての者の認知症対応力を向上させいただくため、介護に直接携わる職員が認知症介護基礎研修を受講するための措置を義務づける。【省令改正】
(※3年の経過措置期間を設ける)

全サービス（無資格者がいない訪問系サービス（訪問入浴介護を除く）、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く）

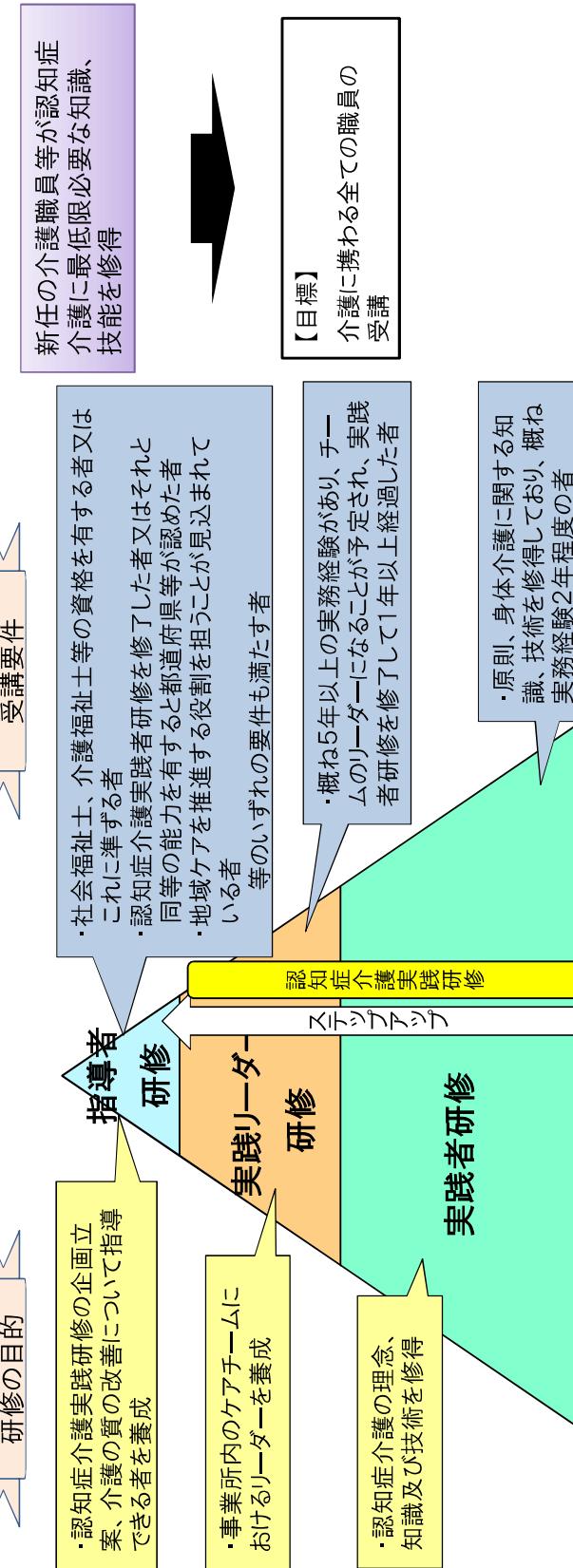
- 認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける。
(※3年の経過措置期間を設ける。新入職員の受講について1年の猶予期間を設ける)

【介護従事者等の認知症対応力向上に向けた研修体系】

【認知症介護指導者養成研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修】



【認知症介護基礎研修】



※各種研修について、質を確保しつつ、モラーニングの活用等により受講しやすい環境整備を行う。

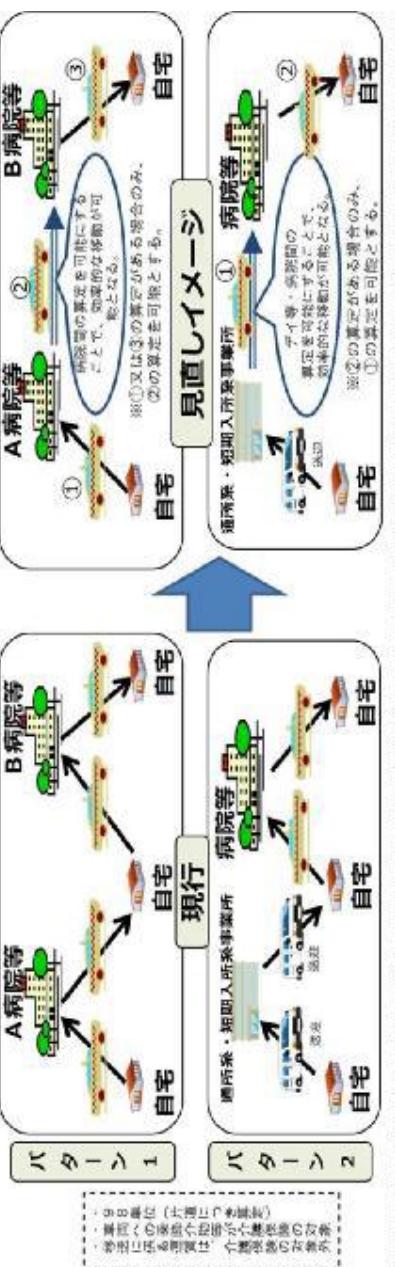
2. (4) 在宅サービスの機能と連携の強化（その1）

通院等乗降介助の見直し

■ 訪問介護の通院等乗降介助について、利用者の負担軽減や利便性向上の観点から、居宅が始点又は終点となる場合の目的地間の移送についても算定可能とする。【通知改正】

訪問介護

- 通院等乗降介助について、目的地が始点複数ある場合であっても、居宅が始点又は終点となる場合には、その間の病院等から病院等への移送や、通所系サービス・短期入所系サービスの事業所から病院等への移送といった目的地間の移送に係る乗降介助に關しても、同一の事業所が行うことを条件に、算定可能とする。



訪問入浴介護の充実

■ 訪問入浴介護について、新規利用者への初回サービス提供前の利用の調整を新たに評価する。清拭・部分浴を実施した場合の減算幅を見直す。【告示改正】

訪問入浴介護

初回加算 200単位／月 (新設) ※初回の訪問入浴介護を実施した日の属する月に算定

〔算定要件〕

- ・ 訪問入浴介護事業所において、新規利用者の居宅を訪問し、訪問入浴介護の利用に関する調整を行った上で、利用者に対して、初回の訪問入浴介護を行うこと。

清拭又は部分浴を実施した場合

(現行) 30%／回を減算 → (改定後) 10%／回を減算

〔算定要件〕

- ・ 訪問時の利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合であって、当該利用者の希望により清拭又は部分浴（洗髪、陰部、足部等の洗浄をいう。）を実施したとき。

3. 自立支援・重度化防止の取組の推進

■制度の目的に沿って、質の評価やデータ活用を行いながら、科学的に効果が裏付けられた質の高いサービスの提供を推進

(1) リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の連携・強化

- 加算等の算定要件とされている計画作成や会議について、リハ専門職、管理栄養士、歯科衛生士が必要に応じて参加することを明確化する。
- 自立支援・重度化防止に向けた更なる質の高い取組を促す観点から、訪リハ・通リハ・リハビリテーションマネジメント加算（Ⅰ）を廃止し、**基本報酬の算定要件**とする。**VISIT**へのデータを提出しフィードバックを受けPDCAサイクルを推進することを評価する取組を老健施設等に拡充する。
- 週6回を限度とする訪問リハにについて、退院・退所日から3月以内は週12回まで算定可能とする。
- 通所介護や特養等における外部のリハ専門職等との連携による自立支援・重度化防止に資する介護を図る生活機能向上連携加算について、訪問介護等と同様に、**ICTの活用等**により外部のリハ専門職等が事業所を訪問せずに利用者の状態を把握・助言する場合の評価区分を新たに設ける。
- 通所介護の個別機能訓練加算について、より利用者の自立支援等に資する機能訓練の提供を促進する観点から、加算区分や要件の見直しを行う。
- 通所介護、通リハの入浴介助加算について、利用者の自宅での入浴の自立を図る観点から、個別の入浴計画に基づく入浴介助を新たに評価する。
- 施設系サービスについて、口腔衛生管理体制を整備し、状態に応じた口腔衛生の管理の実施を求める。（※3年の経過措置期間を設ける）
- 施設系サービスについて、栄養マネジメント加算は廃止し、現行の栄養士に加えて管理栄養士の配置を位置付けとともに、基本サービスとして、状態に応じた栄養管理の計画的な実施を求める（※3年の経過措置期間を設ける）。入所者全員への丁寧な栄養ケアの実施や体制強化等を評価する加算を新設し、低栄養リスク改善加算は廃止する。
- 通所系サービス等について、介護職員等による口腔スクリーニングの実施を新たに評価する。管理栄養士と介護職員等の連携による栄養アセスメントの取組を新たに評価する。栄養改善加算において、管理栄養士が必要に応じて利用者の居宅を訪問する取組を求める。
- 認知症GHについて、管理栄養士が介護職員等へ助言・指導を行い栄養改善のための体制づくりを進めることを新たに評価する。

(2) 介護サービスの質の評価と科学的介護の取組の推進

- CHASE・VISITへのデータ提出とフィードバックの活性によりPDCAサイクルの推進とケアの質の向上を図る取組を推進する。
- 施設系・通所系・居住系・多機能系サービスについて、事業所の全ての利用者に係るデータ（ADL、栄養、口腔・嚥下、認知症等）をCHASEに提出してフィードバックを受け、事業所単位でのPDCAサイクル・ケアの質の向上の取組を推進することを新たに評価。
- 既存の加算等において、利用者ごとの計画に基づくケアのPDCAサイクルの取組に加えて、CHASE等を活用した更新の取組を新たに評価。
- 全ての事業者に、CHASE・VISITへのデータ提出とフィードバックの活性によるPDCAサイクルの推進・ケアの質の向上を推奨。
- ADL維持等加算について、通所介護に加えて、認ディ、介護付きホーム、特養に対象を拡充する。クリームスキミングを防止する観点や加算の取得状況等を踏まえ、要件の見直しを行う。ADLを良好に維持・改善する事業者を高く評価する評価区分を新たに設ける。
- 老健施設の在宅復帰・在宅療養支援等評価指標について、在宅復帰等を更に推進する観点から、見直しを行う。（※6月の経過措置期間を設ける）

(3) 寝たきり防止等、重度化防止の取組の推進

- 施設系サービスについて、利用者の尊厳の保持、自立支援・重度化防止の推進、廃用や寝たきりの防止等の観点から、全ての利用者への医学的評価に基づく日々の過ごし方等へのアセスメントの実施、日々の生活全般における計画に基づくケアの実施を新たに評価する。
- 施設系サービスにおける褥瘡マネジメント加算、排せつ支援加算について、状態改善等（アウトカム）を新たに評価する等の見直しを行う。

リハビリテーションマネジメントの強化

- 自立支援・重度化防止に向けた更なる質の高い取組を促す観点から、訪リハ・通リハのリハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)を廃止し、基本報酬の算定要件とするとともに、PDCAサイクルを推進することを評価する。VISITへデータを提出しフィードバックを受ける。[告示改正]

訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション

[訪問ハビリティーショシ]

改定後

		(新設)	
リハビ ^{リテージョンマネジメント加算(Ⅰ)}	230単位／月	廃止	リハビ ^{リテージョンマネジメント加算(A)イ}
リハビ ^{リテージョンマネジメント加算(Ⅱ)}	280単位／月	→	リハビ ^{リテージョンマネジメント加算(A)ロ}
リハビ ^{リテージョンマネジメント加算(Ⅲ)}	320単位／月	→	リハビ ^{リテージョンマネジメント加算(B)イ}
リハビ ^{リテージョンマネジメント加算(Ⅳ)}	420単位／月	→	リハビ ^{リテージョンマネジメント加算(B)ロ}

〔算定要件〕

① 医師はリハビリテーションの実施にあたり、詳しく、詳細な指示を行つること。
② リハビリテーション会議（テレビ会議可）（新設）を開催して、利用者の状況等を構成員と共に共有し、会議内容を記録すること。

にに関する助言を行うこと。
⑥リハビリーション計画について、計画作成に関与したPT、OT又はSTが説明し、同意を得るとともに、医師へ報告すること。
⑦上記に適合するところを確認し、記録する。

・ハジリテーションマツダ、タク加算(A)口>
・計算(A)の要件に適合すること。
・利田者毎の詰問リハジリテーションマツダの内密等の情報資料を貢生常勤省に提出し
リハジリテーションマツダの提出に端にたつて
リハジリテーションマツダの提出に端にたつて

シヨンの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。(CHASE・VI
<リヒ・リテ・ヨンマジ・カトカジ(B)イ> ※現行のリヒ・リテ・ヨンマジ・メタ加算(III)と同様
・加算(A)の①～⑤の要素に適合するこ

- ・リハビリーション計画について、医師が利用者又は家族に対して説明し、同意を得ること。
- ・上記に適合することを確認し、記録すること。

・加算(B)の要件に適合すること。
・利用者(B)の訪問りハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たつて、当該情報その他リハビリテー

(※) CHASE・VISITへの入力負担の軽減やフレードバックにより適するデータを優先的に収集する観点から、リバビリテーション計画書の項目について、データ提供する

3. (1) リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の連携・強化（その4）

通所介護における機能訓練や入浴介助の取組の強化

- 通所介護の個別機能訓練加算について、より利用者の自立支援等に資する機能訓練の提供を促進する観点から、加算区分や要件の見直しを行う。【告示改正】
- 通所介護、通リハの入浴介助加算について、利用者の自宅での入浴の自立を図る観点から、個別の入浴計画に基づく入浴介助を新たに評価する。【告示改正】

通所介護、地域密着型通所介護

現行		<改定後>	
個別機能訓練加算 (I)	46単位／日	→	個別機能訓練加算 (I) イ 56単位／日 個別機能訓練加算 (II) 口 85単位／月 (新設) ※加算 (I) に上乗せして算定
(併算定が可能)			

〔算定要件〕

<個別機能訓練加算 (I) イ・口>

ニーズ把握・情報収集		通所介護・地域密着型通所介護事業所の機能訓練指導員等が、利用者の居宅を訪問し、ニーズを把握するとともに、居宅での生活状況を確認。	
機能訓練指導員の配置	(I) イ	専従 1名以上配置 (配置時間の定めなし)	(I) 口 専従 1名以上配置 (サービス提供時間帯通じて配置)
計画作成	※人員又は減算・定員超過減算をする場合は、個別機能訓練加算を算定しない。 ※イは運営基準上配置を求めている機能訓練指導員により満たすこととして差し支えない。口はイに加えて専従で1名以上配置する。		
機能訓練項目	居宅訪問で把握したニーズと居宅での生活状況を参考に、多職種共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成。		
訓練の対象者	利用者の心身の状況に応じて、身体機能及び生活機能の向上を目的とする機能訓練項目を柔軟に設定。	訓練項目は複数種類準備し、その選択に当たっては利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助する。	
進捗状況の評価	訓練指導員が訓練の補助を行うことは妨げない	訓練指導員が直接実施 (介護職員等が訓練の補助を行うことは妨げない)	
	3ヶ月に1回以上実施し、利用者の居宅を訪問した上で、居宅での生活状況を確認するとともに、当該利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて個別機能訓練計画の見直し等を行う。	3ヶ月に1回以上実施し、個別機能訓練計画の内容を厚生労働省に提出し、コードバックを受けていること (CHASEへのデータ提出とコードバックの活用)	

通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護

現行		<改定後>	
入浴介助加算 50単位／日	→	入浴介助加算 (I) 40単位／日 入浴介助加算 (II) 55単位／日 (新設)	※ (I) と (II) は併算定不可

〔算定要件〕

<入浴介助加算 (II)>※入浴介助加算 (I) は現行の入浴介助加算と同様
・入浴介助を行なうことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助であること。
・医師、理学療法士、介護福祉士、介護支援専門員等(以下「医師等」という。)が利用者の居宅を訪問し、浴室での利用者の動作及び浴室の環境を評価していること。
・この際、利用者の居宅の浴室内が、利⽤者自身又は家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にある場合、訪問した医師等が、介護支援専門員・福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の浴室の環境整備に係る助言を行うこと。
・利⽤者の身体の状況や訪問による利用者の居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成すること。
・入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の状況にて、入浴介助を行うこと。

3. (2) 介護サービスの質の評価と科学的介護の取組の推進（その1）

CHASE・VISITへのデータ提出とフィードバックの活用とPDCAサイクルの推進

- CHASE・VISITへのデータ提出とフィードバックの活用によりPDCAサイクルの推進を推進する。
 - 施設系・通所系・居住系・多機能系サービスについて、事業所の全ての利用者に係るデータ（ADL、栄養、口腔・嚥下、認知症等）をCHASEに提出してフィードバックを受け、事業所単位でのPDCAサイクル・ケアの質の向上の取組を推進することを新たに評価。【告示改正】
 - 既存の加算等において、利用者ごとの計画に基づくケアのPDCAサイクルの取組に加えて、CHASE等を活用した異なる取組を新たに評価。【告示改正】
 - 全ての事業者に、CHASE・VISITへのデータ提出とフィードバックの活用によるPDCAサイクルの推進・ケアの質の向上を推奨。【省令改正】

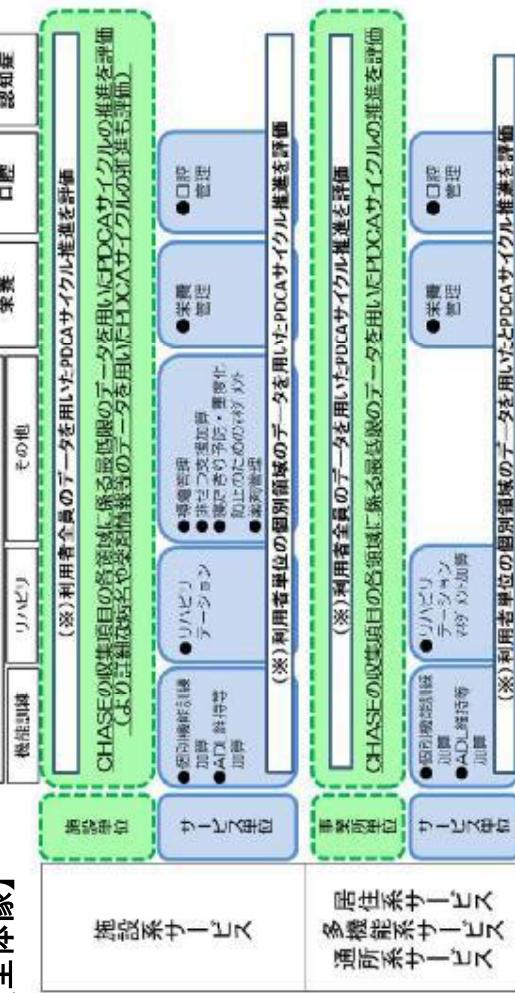
施設系サービス（介護療養型医療施設を除く）、通所系サービス、多機能系サービス、居住系サービス

<施設系サービス>
 科学的介護推進体制加算(Ⅰ) 40単位／月 (新設)
 科学的介護推進体制加算(Ⅱ) 60単位／月 (新設)

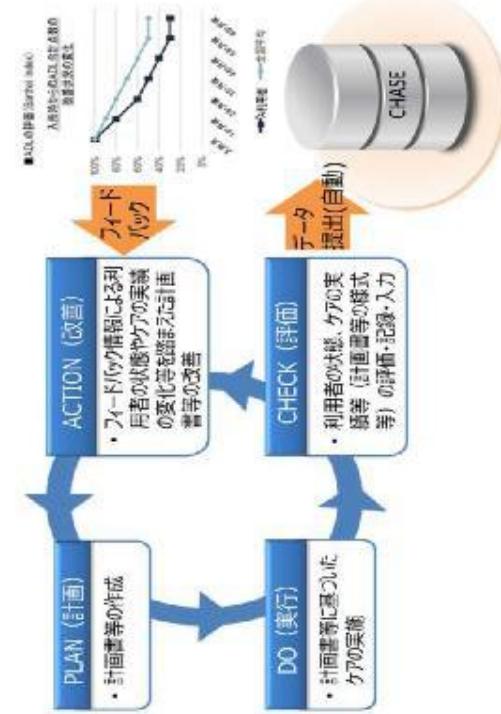
(※加算(Ⅱ)について、服薬情報の提供を求めない特養・地密特養については、50単位／月)

[算定要件]
 入所者・利用者ごとの心身の状況等（加算(Ⅱ)については心身、疾病の状況等）の基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。
 サービスの提供に当たって、イに規定する情報その他サービスを適切かつ有效地に提供するために必要な情報を活用していること。

【全体像】



【PDCAサイクルの推進（イメージ）】



(※ 加算等による評価の有無に繋わらず、すべてのサービスにおいてCHASEによるデータの利活用を推奨。)
 ※ 令和3年度から、CHASE・VISITを一體的に運用するにあたって、科学的介護の理解と浸透を図る観点から、以下の統一した名称を用いる予定。
 科学的介護情報システム（Long-term care Information system For Evidence ; LIFE ライフ）

3. (2) 介護サービスの質の評価と科学的介護の取組の推進（その2）

ADL維持等加算の拡充

- ADL維持等加算について、通所介護に加えて、認ディイ、介護付きホーム、特養に対象を拡充する。クリームスキミングを防止する観点や加算の取得状況等を踏まえ、要件の見直しを行う。ADLを良好に維持・改善する事業者を高く評価する評価区分を新たに設ける。【告示改正】

通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設

<現行>

$$\begin{array}{l} \text{ADL 維持等加算(Ⅰ)} \\ \text{ADL 維持等加算(Ⅱ)} \end{array} \begin{array}{l} 3 \text{単位／月} \\ 6 \text{単位／月} \end{array} \rightarrow \begin{array}{l} \text{ADL 維持等加算(Ⅰ)} \\ \text{ADL 維持等加算(Ⅱ)} \end{array} \begin{array}{l} 30 \text{単位／月} \\ 60 \text{単位／月} \end{array}$$

※認ディイ、介護付きホーム、特養を対象に加える

(算定要件)

<ADL維持等加算(Ⅰ)>
利用者全員(当該事業所の評価対象利用期間が6ヶ月を超える者)の総数が10人以上であること
利用開始月の翌月から起算して6ヶ月目(6月目にサービスの利用がない場合はサービスの利用があつた最終月)において、Barthel Indexを適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出していること(CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用)
利用開始月の翌月から起算して6ヶ月目の月に測定したADL値から利用開始月に測定したADL値を控除して得た値に、初月のADL値や要介護認定の状況等に応じて一定の値を加えたADL利得(調整済ADL利得)の上位及び下位それぞれ1割の者を除く評価対象利用者のADL利得を平均して得た値が、1以上であること

<ADL維持等加算(Ⅱ)>

： 加算(Ⅰ)のひと口の要件を満たすことで得た値 (加算(Ⅰ)のハと同様に算出した値) が2以上であること

【算定要件の見直し(概要)】

現行	改定内容
・ 5時間以上の通所介護費の算定期回数が5時間未満の算定期回数を上回る利用者の総数が20名以上	・ 利用者の総数が10名以上(緩和)
・ 評価対象利用期間の初月において要介護度が3以上である利用者が15%以上	・ 廃止
・ 評価対象利用期間の初月の時点での要介護・要支援認定があつた月から起算して12月以内の者が15%以下	・ 廃止
・ 評価対象利用期間の初月と6月目にADL値(Barthel Index)を測定し、報告されている者が90%以上	・ 評価可能な者は原則全員報告
・ ADL利得が上位85%の者について、各々のADL利得を合計したもののが、0以上	・ 初月のADL値や要介護認定の状況等に応じて調整式で得られた利用者の調整済ADL利得が、一定の値以上
(一)	・ CHASEを用いて利用者のADLの情報を提出し、フィードバックを受ける

2.9

4. 介護人材の確保・介護現場の革新

■ 喫緊・重要な課題として、介護人材の確保・介護現場の革新に対応

(1) 介護職員の待遇改善や職場環境の改善に向けた取組の推進

- 処遇改善加算や特定処遇改善加算の職場環境等要件について、職場環境改善の取組をより実効性が高いものとする観点からの見直しを行う。
- 特定処遇改善加算について、制度の趣旨は維持しつつより活用しやすい仕組みとする観点から、「平均の賃金改善額の配分ルールにおける「経験・技能のある介護職員」は「その他の介護職員」の「2倍以上とすること」について、「より高くすること」と見直す。
- サービス提供体制強化加算において、サービスの質の向上や職員のキャリアアップを推進する観点から、より介護福祉士割合や勤続年数の長い体制強化加算において、勤続年数が一定以上の職員の割合を要件とする新たな区分を設ける。訪問介護、夜間対応型訪問介護の特定事業所加算、サービス提供体制強化加算において、勤続年数が一定以上の職員の割合を要件とする新たな区分を設ける。
- 仕事と育児や介護との両立が可能となる環境整備を進め、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、各サービスの人員配置基準や報酬算定において、育児・介護休業取得の際の非常勤職員による代替職員の確保や、短時間勤務等を行う場合にも「常勤」として取扱うことを可能とする。
- ハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に、適切なハラスメント対策を求める。

(2) テクノロジーの活用や人員基準・運営基準の緩和を通じた業務効率化・業務負担軽減の推進

- テクノロジーの活用により介護サービスの質の向上及び業務効率化を推進していく観点から、実証研究の結果等も踏まえ、以下の見直しを行う。
 - ・特養等における見守り機器を導入した場合の夜勤職員配置加算について、見守り機器の導入割合の緩和（15%→10%）を行う。見守り機器100%の導入やインカム等のICTの使用、安全体制の確保や職員の負担軽減等を要件に、基準を緩和（0.9人→0.6人）した新たな区分を設ける。
 - ・見守り機器100%の導入やインカム等のICTの使用、安全体制の確保や職員の負担軽減等を要件に、特養（従来型）の夜間の人員配置基準を緩和する。
 - ・職員体制等を要件とする加算（日常生活継続支援加算やサービス提供体制強化加算等）において、テクノロジー活用を考慮した要件を導入する。
- 運営基準や加算の要件等における各種会議等の実施について、感染防止や多職種連携促進の観点から、テレビ電話等を活用しての実施を認める。
- 薬剤師による居宅療養管理指導について、診療報酬の例も踏まえて、情報通信機器を用いた服薬指導を新たに評価する。
- 夜間対応型訪問介護について、定期巡回と同様に、オペレーターの併設施設等の職員や随時訪問の訪問介護員等との兼務、複数の事業所間での通報の受付の集約化、他の訪問介護事業所等への事業の一部委託を可能とする。
- 認知症GHの夜勤職員体制（現行1ユニット1人以上）について、利用者の安全確保や職員の負担にも留意しつつ、人材の有効活用を図る観点から、3ユニットの場合に一定の要件の下、例外的に夜勤2人以上の配置を選択することを可能とする。
- 特養等の人員配置基準について、人材確保や職員定着の観点から、入所者の処遇や職員の負担に配慮しつつ、従来型とユニット型併設の場合の介護・看護職員の兼務、小多機と併設する場合の管理者・介護職員の兼務等の見直しを行う。
- 認知症GHの「第三者による外部評価」について、自己評価を運営推進会議に報告し、評価を受けた上で公表する仕組みを制度的に位置付け、当該仕組みと既存の外部評価によるいすれかから受けることとする。

(3) 文書負担軽減や手続きの効率化による介護現場の業務負担軽減の推進

- 利用者等への説明・同意について、電磁的な対応を原則認める。署名・押印を求めないことが可能であることや代替手段を明示する。
- 諸記録の保存・交付等について、電磁的な対応を原則認める。
- 運営規程等の重要事項の掲示について、事業所の掲示だけでなく、閲覧可能な形でファイル等で備え置くこと等を可能とする。

4. (1) 介護職員の処遇改善や職場環境の改善に向けた取組の推進（その1）

特定処遇改善加算の介護職員間の配分ルールの柔軟化による取得促進

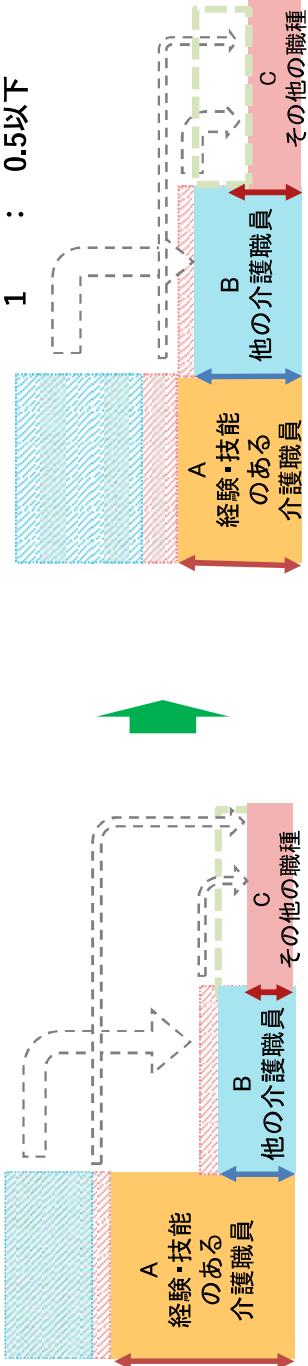
- 特定処遇改善加算について、制度の趣旨は維持しつつより活用しやすい仕組みとする観点から、平均の賃金改善額の配分ルールにおける「経験・技能のある介護職員」は「その他の介護職員」の「2倍以上とすること」について、「より高くすること」と見直す。【告示改正】

特定処遇改善加算の対象サービス

- リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準の実現を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を行うとの趣旨は維持した上で、小規模事業者を含め事業者がより活用しやすい仕組みとする観点から、見直しを行う。

<現行>

平均賃上げ額が 2以上 : 1 : 0.5以下
平均賃上げ額が A > B 1 : 0.5以下



職員の離職防止・定着に資する取組の推進

- 処遇改善加算や特定処遇改善加算の職場環境等要件について、職場環境改善の取組をより実効性が高いものとする観点からの見直しを行う。【告示改正、通知改正】

処遇改善加算・特定処遇改善加算の対象サービス

- 職場環境等要件に定める取組について、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、以下の取組がより促進されるよう見直しを行う。【通知改正】
 - ・職員の新規採用や定着促進に資する取組
 - ・職員のキャリアアップに資する取組
 - ・職員の新規採用や定着促進に資する取組
 - ・腰痛を含む業務に関する心身の不調に対応する取組
 - ・生産性の向上につながる取組
 - ・両立支援・多様な働き方の推進に資する取組
 - ・仕事へのやりがい・働きがいの醸成や職場のコミュニケーションの円滑化等、職員の勤務継続に資する取組
- 職場環境等要件に基づく取組の実施について、当該年度における取組の実施を求める。【告示改正】

4. (1) 介護職員の待遇改善や職場環境の改善に向けた取組の推進（その2）

サービス提供体制強化加算における介護福祉士が多い職場の評価の充実

- サービス提供体制強化加算において、サービスの質の向上や職員のキャリアアップを推進する観点から、より介護福祉士割合や勤続年数の長い介護福祉士の割合が高い事業者を評価する新たな区分を設ける。訪問介護、訪問入浴介護、夜間対応型訪問介護型要件とする新たな区分を設ける。【告示改正】

サービス提供体制強化加算対象サービス

- 各サービス（訪問看護及び訪問リハビリテーションを除く）について、より介護福祉士の割合が高い、又は勤続年数が10年以上の介護福祉士の割合が一定以上の事業者を評価する新たな区分を設ける。（**加算Ⅰ：新たな最上位区分**）
(※) 施設系サービス及び介護付きホームについては、サービスの質の向上につながる取組の一以上実施を算定要件として求める。
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、通所系サービス、短期入所系サービス、居住系サービス、介護福祉士割合要件の施設系サービスについて、勤続年数の設定に見直すとともに、介護機能系サービス、勤続年数要件による区分、勤続年数要件による区分を統合し、いずれかを満たすことを求める新たな区分を**設定する。（加算Ⅲ：改正前の加算Ⅰ口、加算Ⅱ、加算Ⅲ相当）**
- 夜間対応型訪問介護及び訪問入浴介護に係る要件を**設定**し、いずれかを満たすこととする。（**加算Ⅱ**）
- 訪問看護及び訪問リハビリテーションについて、現行の勤続年数要件の区分に加えて、より長い勤続年数で**設定**した要件による新たな区分を設ける。
- (※) 改正前の最上位区分である加算Ⅰイ（介護福祉士割合要件）は加算Ⅱとして設定（単位数の変更なし）。

訪問介護

特定事業所加算（V） 所定単位数の3%／回を加算（新設）

〔算定要件〕

- 体制要件 ※特定事業所加算（I）～（III）と同様
・訪問介護員等ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施
・利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議の定期的な開催
・利用者情報の文書等による伝達、訪問介護員等からの報告
・健康診断等の定期的な実施
・緊急時等における対応方法の明示
- 人材要件
・訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が30%以上であること。
(※) 加算（V）は、加算（III）（重度者対応要件による加算）との併算定が可能であるが、加算（I）、（II）、（IV）（人材要件が含まれる加算）との併算定は不可。

4. (1) 介護職員の待遇改善や職場環境の改善に向けた取組の推進（その3）

人員配置基準における両立支援への配慮

- 仕事と育児や介護との両立が可能となる環境整備を進め、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、各サービスの人員配置基準や報酬算定において、育児・介護休業による代替職員の確保や、短時間勤務等を行う場合にも「常勤」として取扱うことを可能とする。【通知改正】

全サービス

- 「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法による育児の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、介護の短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。
- 「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法による短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1（常勤）と扱うことを認める。
- 人員配置基準や報酬算定において、「常勤」での配置が求められる職員が、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した場合に、同等の資質を有する複数の非常勤職員を常勤職員とする要件として、人員配置基準を満たすことを認める。
この場合において、育児・介護休業等を取得した当該職員に含めることを認める。

ハラスメント対策の強化

- ハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に、適切なハラスメント対策を求める。

全サービス

- 運営基準（省令）において、事業者が必要な措置を講じなければならないことを規定。【省令改正】

- 【基準】※訪問介護の例
- 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されるなどを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。（新設）
(※)併せて、留意事項通知において、カスタマーハラスメント防止のための方針の明確化等の必要な措置を講じることも推奨する。

4. (3) 文書負担軽減や手続きの効率化による介護現場の業務負担軽減の推進

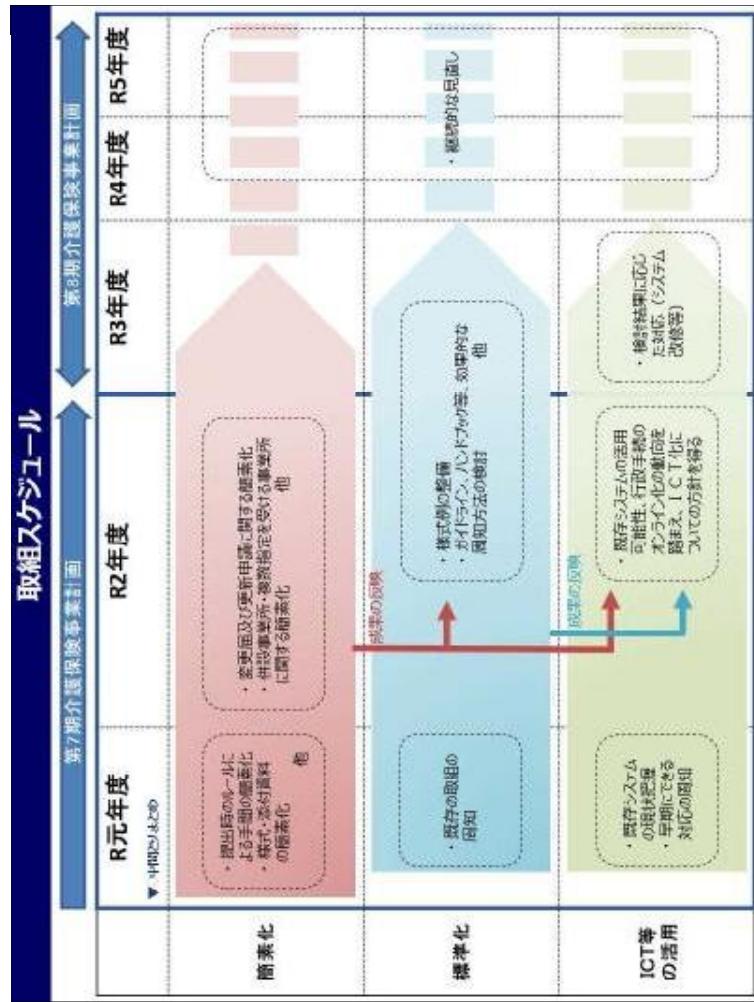
署名・押印の見直し、電磁的記録による保存等【全サービス】

- 利用者等への説明・同意について、電磁的な対応を原則認める。署名・押印を求めないことが可能であることや代替手段を明示する。【省令改正】
- 諸記録の保存・交付等について、電磁的な対応を原則認める。【省令改正】

運営規程の掲示の柔軟化【全サービス】

- 運営規程等の重要事項の掲示について、事業所の掲示だけではなく、閲覧可能な形でファイル等で備え置くこと等を可能とする。【省令改正】

(参考) 介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会での文書負担軽減に関する取組



5. 制度の安定性・持続可能性の確保

■必要なサービスは確保しつつ、適正化・重点化を図る

(1) 評価の適正化・重点化

- 通所系、多機能系サービスについて、利用者の公平性の観点から、同一建物減算適用時等の区分支給限度基準額の計算方法の見直しを行う。
- 夜間対応型訪問介護について、月に一度も訪問サービスを受けていない利用者が存在するなどの実態を踏まえて、定額オペレーションサービス部分の評価の適正化を行う。
- 訪問看護及び介護予防訪問看護について、機能強化を図る観点から、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士によるサービス提供に係る評価や提供回数等の見直しを行う。
- 介護予防サービスにおけるリハビリテーションについて、長期利用の場合の評価の見直しを行う。
- 居宅療養管理指導について、サービス提供の状況や移動・滞在時間等の効率性を勘案し、単一建物居住者の人数に応じた評価の見直しを行う。
- 介護療養型医療施設について、令和5年度末の廃止期限までに介護医療院への移行等を進める観点から、基本報酬の見直しを行う。
- 介護職員処遇改善加算（IV）及び（V）について、上位区分の算定が進んでいることを踏まえ、廃止する。（※1年の経過措置期間を設ける）
- 生活援助の訪問回数が多い利用者のケアプランについて、検証の仕方や届出頻度の見直しを行う。区分支給限度基準額の利用割合が高く訪問介護が大部分を占める等のケアプランを作成する居宅介護支援事業者を対象とした点検・検証の仕組みを導入する。
- サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供を確保する観点から、事業所指定の際の条件付け（利用者の一定割合以上を併設集合住宅以外の利用者とする等）や家賃・ケアランの確認などを通じて、自治体による更なる指導の徹底を図る。

(2) 報酬体系の簡素化

- 療養通所介護について、中重度の要介護者の状態にあわせ柔軟なサービス提供を図る観点から、日単位報酬体系から、月単位包括報酬とする。
- リハサービスのリハマネ加算（I）、施設系サービスの口腔衛生管理体制加算、栄養マネジメント加算について廃止し、基本報酬で評価する。
- 処遇改善加算（IV）（V）、移行定着支援加算（介護医療院）を廃止する。個別機能訓練加算（通所介護）について体系整理を行う。（再掲）

6. その他の事項

- 介護保険施設における事故発生の防止と発生時の適切な対応（リスクマネジメント）を推進する観点から、事故報告様式を作成・周知する。
施設系サービスにおいて、安全対策担当者を定めることを義務づける（※）。事故発生の防止等のための措置が講じられない場合に基本報酬を減算する（※）。組織的な安全対策体制の整備を新たに評価する。（※6月の経過措置期間を設ける）
- 障害福祉サービスにおける対応も踏まえ、全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生・再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。（※3年の経過措置期間を設ける）
- 介護保険施設における食費の基準費用額について、令和2年度介護事業経営実態調査結果から算出した額との差の状況を踏まえ、利用者負担への影響も勘案しつつ、必要な対応を行う。

基本報酬の見直し

基本報酬の見直し

- 改定率については、介護職員の人材確保・処遇改善にも配慮しつつ、物価動向による物件費への影響など介護事業者の経営を巡る状況等を踏まえ、全体で+0.70%（うち、新型コロナウィルス感染症に対応するための特例的な評価として、0.05%（令和3年9月末まで））。これを踏まえて、
 - ・ 全てのサービスの基本報酬を引き上げる
※ 別途の観点から適正化を行った結果、引き下げとなっているものもある
 - ・ 全てのサービスについて、令和3年4月から9月末までの間、基本報酬に0.1%上乗せする【告示改正】

令和3年度介護報酬改定に関する「大臣折衝事項」（令和2年12月17日）（抄）

令和3年度介護報酬改定については、介護職員の人材確保・処遇改善にも配慮しつつ、物価動向による物件費への影響など介護事業者の経営を巡る状況等を踏まえ、改定率は全体で+0.70%とする。給付の適正化を行う一方で、感染症等への対応力強化やICT化の促進を行うなどメリハリのある対応を行うとともに、次のとおり対応する。

・ 新型コロナウィルス感染症に対応するため、かかり増しの経費が必要となることを踏まえ、令和3年9月末までの間、報酬に対する特例的な評価を行うこととし、上記+0.70%のうち+0.05%相当分を確保する。
同年10月以降については、この措置を延長しないことを基本の想定としつつ、感染状況や地域における介護の実態等を踏まえ、必要に応じ柔軟に対応する。

・ 介護職員の処遇改善に向け、令和元年10月に導入した特定処遇改善加算の取得率が6割に留まっていることを踏まえ、取得拡大の方策を推進するとともに、今回の改定による効果を活用する。特定処遇改善加算や今回の改定の効果が、介護職員の処遇改善に与える影響について実態を把握し、それを踏まえ、処遇改善の在り方について検討する。